

議案第 44 号

字の区域及び名称の変更について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条第 1 項の規定により、同条第 2 項の規定による告示の日から本市内の字の区域を別紙のとおり変更したいので、議会の議決を求める。

令和 5 年 2 月 27 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

別 紙

変 更 調 書

あやの台三丁目に編入し、小字を廃止する区域

大 字	小 字	地 番
隅田町垂井	池之内	340-2、345-11、345-38、345-42、345-45、 345-47、345-48、345-49、348-3、351-4、 351-6、351-23、351-25、353-2、353-3、 359-6、359-19、362-3
隅田町垂井	笹ヶ谷	399-3、399-19、399-24、399-25、399-26、 399-27、399-28、399-29

地番については、令和5年2月1日現在の地番である。